

鋼船規則

規則

B 編

船級検査

2018 年 第 2 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 規則 第 89 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 定期的検査の時期は、次の**(1)**から**(6)**に規定するところによる。

(1) 年次検査

年次検査は、検査基準日の前後 3 ヶ月以内のいずれかの日に行う。

(2) 中間検査

中間検査は次の**(a)**または**(b)**による。なお、中間検査を行う場合には、年次検査は行わない。

(a) 登録検査または定期検査後に行う 2 回目または 3 回目の年次検査の時期に行う。

(b) 建造後 10 年を超えるばら積貨物船、油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあっては、**(a)**に代えて、2 回目の年次検査の時期から 3 回目の年次検査の時期までの間のいずれかの日より開始し、2 回目または 3 回目の年次検査の時期に完了することができる。

((3)から(6)は省略)

1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更*

-4.(1)を次のように改める。

-4. タンクの継続検査

(1) 定期検査における船体の区画及びタンクの検査について、船舶の所有者からの申出があり本会が承認した船舶（油タンカー、ばら積貨物船、危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)及び総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船を除く。）については、各区画及びタンクの各検査項目を次の定期検査までに一巡するように次の定期検査に準じた検査（内部検査、精密検査、板厚計測及び圧力試験の各検査項目）を順次に行えば、（以下、「船体の区画及びタンクの継続検査」という。）

定期検査における船体の区画及びタンクの詳細な検査は、検査員の見込みにより省略することができる。なお、船体の区画及びタンクの継続検査において、検査部分に欠陥を発見したときは、さらに他の同一部分について詳細な検査を要求することがある。また、本会が必要と認めた場合には、船体の区画及びタンクの継続検査の方式を別に指示することがある。

((2)及び(3)は省略)

1.3 定義

1.3.1 用語*

(1)を次のように改める。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

(1) 「バラストタンク」とは、専ら清水又は海水バラストとして使用されるタンクをいう。なお、貨物兼バラストを積載する区画にあっては、次の**(a)**及び**(b)**の要件を適用する。

(a) 著しい腐食が発見された場合には、バラストタンクとしての要件。

(b) 油タンカー及び危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)では船の通常の運航中、貨物若しくはバラストを積載する当該タンクにあっては、バラストタンクとしての要件。なお、貨物タンクに**海洋汚染防止条約付属書 I 第 18 規則 3**に適合する付加バラストを積載する場合にあっては、貨物タンクとしての要件。

((2)から(25)は省略)

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.4 区画及びタンクの内部検査*

(2)を次のように改める。

年次検査では、次の(1)及び(2)について、内部検査を行う。

- (1) 表 B3.4 に掲げる区画及びタンク
- (2) 以前の検査において認められた疑わしい箇所(油タンカー、危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。)

3.2.6 構造部材等の板厚計測

-1.(3)を次のように改める。

-1. 年次検査では、次の(1)から(3)について、板厚計測を行う。なお、計測の方法及び記録の提出については、5.2.6-1.の規定に準じて行う。

- (1) 表 B3.6 に掲げる区画及びタンク
- (2) 3.2.4(2)に規定する区画及びタンクの内部検査の結果、検査員が必要と認めた箇所
- (3) 以前の検査において著しい腐食が認められた箇所(CSR-T 編又は CSR-B&T 編が適用される二重船殻油タンカー以外の油タンカー、危険化学品ばら積船(一体型タンクを有するもの)及び液化ガスばら積船の貨物タンクを除く。)。なお、CSR-B 編又は CSR-B&T 編が適用されるばら積貨物船並びに 1.3.1(6)(b)に規定する鋼製倉口蓋及び倉口縁材にあっては、以前の検査において著しい腐食が認められた箇所であっても、当該箇所に塗料製造者の要件に従い塗装が施工されており、塗装の状態が優良な状態に維持されている場合で、検査員が適当と認める場合には、板厚計測を省略して差し支えない。

3.2.7 を次のように改める。

3.2.7 圧力試験

タンカー及び危険化学品ばら積船の年次検査において、表 B3.2 第 2427 項の現状検査の結果、検査員が必要と認める場合は、当該管装置の圧力試験を行う。

3.2.8 を次のように改める。

3.2.8 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-2 章第 17 規則の適用を受ける船舶にあっては、火災安全に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

3.3 を次のように改める。

3.3 機関の年次検査

3.3.1 現状検査*

-1. 年次検査では、次の**(1)**から**(4)**に規定する検査を行うほか、機関室全般について、現状良好であることを確認する。

(1) 主機、動力伝達装置、軸系、プロペラ、主機以外の原動機、ボイラ、熱媒油加熱器、焼却設備、圧力容器、補機、管艤装、制御装置、電気機器及び配電盤について、現状良好であることを確認する。

(2) 火災及び爆発の危険性に注意し、機関室、ボイラ室及び脱出設備について、現状良好であることを確認する。

((3)及び(4)は省略)

-2. タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の年次検査では、**-1.**の規定によるほか、次の**(1)**及び**(2)**に規定する検査を行う。

(1) 貨物ポンプ室内の各ポンプの据付け部及びに損傷がないことを確認する。

(2) 通風装置並びに及び危険場所の電気設備について、現状良好であることを確認する。

3.3.2 効力試験*

-1. 年次検査では、表 **B3.7** に掲げる設備及び装置について、効力試験を行う。

-2. タンカー、液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の年次検査では、表 **B3.7** によるほか、表 **B3.8** に掲げる設備及び装置について効力試験を行う。

3.3.3 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-1 章第 55 規則の適用を受ける船舶にあつては、機関又は電気設備に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

表 B3.2 から表 B3.4 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
1 外板	・ 喫水線上の目視可能な範囲内で、現状良好であることを確認する。
2 暴露甲板	
3 甲板及び舷側の諸口	・ 暴露甲板上及び閉固されない船楼内の平甲板口、倉口縁材及びその閉鎖装置並びに舷門、載貨門、載炭門並びに乾舷甲板及び船楼甲板下にある丸窓等について、現状良好であることを確認する。 ・ 乾舷甲板及び船楼甲板上の貨物倉口、その他の倉口及びその他の開口の風雨密の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 乾舷甲板下の船側にある全ての出入り口（舷門及び載貨門等）の閉鎖装置の水密保全性について、現状良好であることを確認する。 ・ 舷窓及び内蓋について、現状良好であることを確認する。
4 機関室囲壁	・ 機関室囲壁及びその出入口並びに焚火口室及び主機室天窓とそれらの閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
5 通風筒	・ 乾舷甲板下及び閉固された船楼内に通じるものの縁材及び閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 通風筒及びその縁材並びに閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
6 空気管	・ 暴露甲板上のもの及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 空気管及びその閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
7 水密隔壁、船楼端隔壁及び甲板室等	・ 水密隔壁の水密戸、各種貫通部及び止水弁並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 船楼端隔壁及びその開口について、現状良好であることを確認する。
8 満載喫水線	・ 満載喫水線の標示が適当であるか否かを確認する。
9 ブルワーク	・ ブルワーク及びその放水口の扉並びにヒンジ及び欄干について、現状良好であることを確認する。
10 交通設備	・ 常設歩路又はそれに代る通路設備について、手摺り、ギャングウェイ、歩路及びその他の船員の保護のための設備並びに船員の安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。
11 排水管、吸入管、排出管、 灰棄筒、ちり棄筒等及び それらの弁	・ 實際上検査可能なものについて、排水管、吸入管、排出管及びそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 灰棄筒及びちり棄筒等並びにそれらの弁装置について、現状良好であることを確認する。
12 甲板上木材積付設備	・ 木材乾舷の標示の有無にかかわらず、甲板上に設置されている積付及び固定のための設備について、現状良好であることを確認する。
13 揚錨・係船装置	・ これらの所属具を含み、視認できる範囲内で現状良好であることを確認する。 ・ 錨鎖庫及び錨鎖管への水の浸入を最小化するための閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。
14 消火設備	・ 固定式消火装置、移動式及び持運び式消火器、消防員装具並びに、非常用消火ポンプ並びに国際陸上施設連結具の保守管理状況を確認する他、消火設備全般について現状良好であることを確認する。
15 防火構造及び脱出設備	・ 前回検査時から、変更がないことを確認する。（非常脱出用呼吸具の設置状況の確認を含む。）
16 帆類	・ 所定の位置に取付け展開できるように準備した状態で、現状良好であることを確認する。
17 曳航及び係留設備	・ C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全使用荷重（SWL）が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
18 非常曳航設備	・ C 編 27.3 の規定により非常曳航設備の備付けが要求される船舶について、現状良好であることを確認する。
4918 積付計算機	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.2 の規定により積付計算機の備付けが要求される船舶について、その管理状況を検査する。

表 B3.2 現状検査（続き）

検査項目	検査内容
20 19 C 編 23.8 に規定する船員の業務のためのはしご及びステップ等	・ 現状良好であることを確認する。
21 20 船舶識別番号	・ 船舶識別番号の標示が要求される船舶について、その標示状態が現状良好であることを確認する。
22 21 乗降設備	・ 現状良好であることを確認する。
23 22 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ 現状良好であることを確認する。
24 23 耳保護具	・ 現状良好であることを確認する。
25 24 可搬式ガス検知器	・ 可搬式ガス検知器について、現状良好であることを確認する。（校正の記録の確認を含む。）
25 ヘリコプタ施設	・ ヘリコプタ甲板、脱出設備、消火装置及び給油・格納設備について、現状良好であること及び運航手引書が備え付けられていることを確認する。
26 危険物の運送に対する特別な措置	・ 該当する場合、電気設備及び配線、通風装置、完全防護服及び持運び式消火器の確認を含む、危険物の運送に対する特別な措置について、現状良好であることを確認する。
タンカー、危険化学品ばら積船及び液化ガスばら積船に対する追加要件	
26 27 管装置	・ 貨物ポンプ室内、貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置、通気装置、パージ装置、ガスフリー装置及びイナータガス装置その他すべての管装置について、現状良好であることを確認する。
28 貨物タンク	・ 貨物タンクの開口及びそのガスケット、蓋、縁材及びスクリーンについて、現状良好であることを確認する。 ・ 貨物タンクに備える PV 弁及び火炎侵入防止装置について、現状良好であることを確認する。 ・ 貨物タンクの通気装置、貨物タンクのパージ及びガスフリー装置並びその他の通気装置について、現状良好であることを確認する。
29 火炎侵入防止金網	・ 実行可能な限り、燃料油タンク、オイリーバラストタンク、オイリースロップタンク及びボイドスペースの空気管の火炎侵入防止金網について、現状良好であることを確認する。
30 安全な交通のための設備	・ 船首への安全な交通のための設備について、現状良好であることを確認する。
31 非常曳航設備	・ 載貨重量が 20,000 トン以上の船舶に備える非常曳航設備について、現状良好であることを確認する。
建造後 10 年を超えるばら積貨物船に対する追加要件	
27 32 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。
建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船に対する追加要件	
28 33 貨物倉内の管装置	・ 船外排出管を含む貨物倉内にあるすべての管装置について、現状良好であることを確認する。

（備考）

以前の検査において認められた疑わしい箇所について検査を行うこと。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・ 射水試験（検査員が必要と認める場合） ・ 機械駆動式倉口蓋にあっては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 ・ ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあっては、船首から $0.25L_F$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認並びに射水試験又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	・ 作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置	・ <u>可能な限り</u>、作動確認（故障警報の確認を含む。）
5 消火ポンプ（非常用を含む。）、送水管、消火栓、消火ホース及びノズル等の射水消火装置	・ 射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあっては、1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	・ 通水試験
7 排煙用通風装置	・ 作動確認
8 復原性計算機	・ 2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に、復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については、計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置	・ 作動試験。ただし、任意に選択したものについて行う。
10 排水設備	・ 作動試験
11 バウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ 作動確認 ・ 射水試験（検査員が必要と認める場合）
12 一般非常警報装置	・ <u>作動試験</u>
13 危険物の運送に対する特別な措置	・ <u>該当する場合</u>、給水装置、ベルジ装置及び水噴霧装置についての作動試験

表 B3.4 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室, 他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの, 貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し, 内部を掃除したのち内部検査を行う。その際, ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類及び圧縮機等の据付け及び軸封部, 隔壁の損傷及び貨物の漏洩（特に各種貫通部について）並びに通風装置の状態を注意して検査する。
23 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える船舶について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
タンカー, 危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室, 他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの, 貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し, 内部を掃除したのち内部検査を行う。その際, ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類及び圧縮機等の据付け及び軸封部, 隔壁の損傷及び貨物の漏洩（特に各種貫通部について） 及び並びに 通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超える油タンカー, 危険化学品ばら積船（ 一体型タンクを有するもの ）及び液化ガスばら積船について, 前回の定期検査又は中間検査の検査結果から, 年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。
（省略）	

（備考）

- *1： 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合，二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては，二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B3.6 から表 B3.10 を次のように改める。

表 B3.6 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
42 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する，建造後 5 年を超える船舶のバラストタンクに対する内部検査の結果，広範囲にわたる腐食が認められた場合は，検査員の指示に従って行う。その際，著しい腐食が認められた場合は，5.2.6-2.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
23 バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室内及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナートガス装置その他すべての管装置	・ 表 B3.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材	・ 表 B3.4 に規定する，建造後 5 年を超える油タンカー，危険化学品ばら積船（ 一体型タンクを有するもの ）及び液化ガスばら積船のバラストタンクに対する内部検査の結果，広範囲にわたる腐食が認められた場合に検査員の指示に従って行う。その際，著しい腐食が認められた場合には，5.2.6-3.又は-4.の規定に従って追加の板厚計測を行う。
（省略）	

表 B3.7 効力試験

試験項目	試験内容
1 油タンク取出しの弁	実行可能な範囲で、適宜、燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置の作動試験を行う。
2 燃料油ポンプ、貨物ポンプ、通風機及びボイラ用送風機	遠隔停止装置の作動試験を行う。
3 非常電気設備	関連する機器を含み作動試験を行う。なお、自動始動するものについては、自動モードでの試験も行う。
4 通信装置設備	機関の制御場所と船橋間及び操舵機区画と船橋間の通信装置設備について作動試験を行う。
5 操舵装置	主及び補助操舵装置（付属品及び制御装置も含む。）について、次の(a)から(e)に掲げる作動試験を行う。 (a) 切換えを含めた動力装置の作動試験 (b) 規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置について自動及び遠隔切離し装置の作動試験 (c) 規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験 (d) 切換えを含めた制御装置の作動試験 (e) 規則 D 編で要求する警報装置、舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の作動試験
6 ビルジ装置	弁（危急ビルジ弁を含む。）、コック、こし器、ポンプ、リーチロッド及び液面警報を含むビルジ装置の作動試験を行う。
7 安全装置等	次の(a)から (d) に掲げる事項について安全装置等の作動試験を行う。ただし、現状検査、航海中における状態及び本船側における試験結果等を基に、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
(a) 主機及び補助機関	主機、発電機及び推進補機並びに操船・保安補機を駆動する原動機にあっては、次の i) から iii) に掲げる安全装置又は警報装置の作動試験を行う。なお、検査員が必要と認める場合は、冷却水及び潤滑油の管理記録の確認を要求することがある。 i) 過速度防止装置 ii) 潤滑油の供給停止又は圧力低下の場合の自動停止装置及び警報装置 iii) 主機用タービンにあっては主コンデンサの真空異常低下時の自動停止装置
(b) ボイラ、熱媒油加熱器及び焼却設備	規則 D 編 9 章に規定する安全装置、警報装置及び圧力計測指示装置（ボイラの圧力計については、校正記録の確認を含む。）の作動試験を行う。また、安全弁の揚弁装置の作動試験を行う。ただし、排ガスエコノマイザの逃し弁の揚弁装置にあっては、1.1.3-1.(1)の時期に検査に先立ち海上において機関長により適切な点検が行われていることをログブックの記録から確認する。なお、検査員が必要と認める場合は、ボイラ水及び熱媒油の管理記録の確認を要求することがある。
(c) 監視装置	圧力計、温度計、電流計、電圧計及び回転計等の作動試験
(d) 自動制御装置又は遠隔制御装置	推進機関を船橋から遠隔で制御（制御のほか、監視、報告、警報及び安全措置に関するものを含む。）する装置に加え、推進補機並びに操船・保安補機の自動制御又は遠隔制御装置について、作動試験を行う。
(e) 機関士呼出し装置	機関士呼出し装置が機関士居住区域において明確に聴取できることを確認する。

表 B3.8 タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の追加の効力試験

試験項目	試験内容
1 貨物ポンプ，ビルジポンプ，バラストポンプ，ストリップングポンプ及び通風装置	貨物ポンプ室内に設置されるものについて，遠隔操作及び遮断装置の作動試験を行う。
2 ビルジ装置	タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物ポンプ室内に設置されるものについて，試験を行うほか，ビルジ液位監視装置及び警報の確認を行う。
3 液面計測装置	貨物タンクに設置されるものについて，作動試験を行う。
4 圧力計	貨物吐出管系に設けるものについて，作動試験を行う。
5 イナートガス装置	R 編 4.5.5 で設置が要求されているイナートガス装置について，次の確認を行う。その他のイナートガス装置については本会の適当と認めるところによる。 (a) イナートガス送風機及びスクラバ室の通風装置の作動確認 (b) 水封装置の機能又はダブルブロックブリード弁並びに逆止弁の現状確認 (c) 遠隔作動弁及び自動制御弁の作動確認 (d) 燃焼ガス遮断弁とすす吹き器とのインタロック機構の作動確認 (e) R 編 35.2.2 から 35.2.4 に定める計測装置，警報装置及び安全装置の作動確認 <u>R 編 4.5.5 で設置が要求されているイナートガス装置について，次に掲げる現状検査及び効力試験を行い，それらの完了後，実施可能であれば，イナートガス装置が正常に運転することを確認する。その他のイナートガス装置については本会の適当と認めるところによる。</u> <u>(a) ガス又は排水の漏出の有無についての外観検査</u> <u>(b) イナートガス送風機の作動確認</u> <u>(c) スクラバ室の通風装置の作動確認</u> <u>(d) 甲板水封装置の自動給排水装置の現状確認</u> <u>(e) 全ての遠隔作動弁及び自動制御弁（特に燃焼ガス遮断弁）の作動確認</u> <u>(f) スートブロワのインタロック機構の作動確認</u> <u>(g) イナートガス送風機停止時のガス制御弁の自動閉鎖の作動確認</u> <u>(h) 実行可能な限り，イナートガス装置の警報装置及び安全装置について，必要であれば模擬条件を用い，次に掲げる事項についての確認</u> <u>i) イナートガス主管の高酸素濃度</u> <u>ii) イナートガス主管の低圧力</u> <u>iii) 甲板水封装置への給水の低圧力</u> <u>iv) イナートガス主管のガス温度の上昇</u> <u>v) 冷却及びスクラバ装置に供給する水の低圧力又は低流量</u> <u>vi) 持運び式及び固定式の酸素濃度計測装置の較正ガスを用いた精度確認</u> <u>vii) スクラバ装置の高水位</u> <u>viii) イナートガス送風機の故障</u> <u>ix) ガス制御弁の自動制御装置の電源喪失</u> <u>x) イナートガス主管の圧力及び酸素濃度の連続指示及び恒久的記録装置の電源喪失</u> <u>xi) イナートガス主管の高圧力</u>

表 B3.8 タンカー，液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船の追加の効力試験（続き）

検査項目	検査内容
6 計測装置，検知装置及び警報装置	タンカー及び危険化学品ばら積船にあつては，次に掲げる事項について，現状検査及び効力試験を行う。ただし，実際の試験が困難な場合は，模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置の作動試験。また，特に次に掲げる事項について検査を行う。 i) 可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器がそれぞれ 1 つずつ，十分な数の予備とともに備えられていること，また，これらの計測器に対する較正のための適切な手段が講じられていることの確認 ii) 該当する場合には固定式ガス採取管の取り付けを含む，二重船殻区画及び二重底区画の雰囲気測定のための可搬式計測器の現状確認 iii) 可能な限り，貨物タンクに隣接するすべてのバラストタンク並びに二重底及び二重船殻の空所の固定式炭化水素ガス検知装置について現状良好であることの確認及び作動確認 iv) 貨物ポンプ室の炭化水素ガス濃度（危険化学品ばら積船にあつては引火性ガス濃度）の連続監視装置が現状良好であることの確認 v) iv)の装置の採取位置若しくは検知端がガスの漏洩を速やかに検知するために適切な配置であることの確認 (b) 酸素濃度計測装置の作動試験
7 消火設備	タンカーにあつては，次に掲げる事項について，現状検査又は効力試験を行う。 (a) 固定式甲板泡装置及び泡原液の貯蔵量の現状確認 (b) 固定式甲板泡装置の作動中，消火主管内で要求される圧力が維持され，船舶のいかなる箇所の消火栓からも同時に 2 条の射水ができることの確認 (c) 貨物ポンプ室の固定式消火装置の現状確認。また，実行可能な範囲で，適宜，種々の開口の閉鎖装置についての作動試験

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件

検査項目	検査内容
1 貨物格納設備	貨物タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに貨物タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査では、検査員が必要と認める場合、 <u>表 B5.27 第 1 項(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と貨物タンクの接合部の現状検査を行う。</u>
2 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置	貨物タンク、インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、 及び安全装置及び警報装置 その他関連の保護金網並びにベント管のドレン抜きのための排水設備について可能な範囲の外観検査を行い、 <u>現状良好であることを確認する。</u> また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。
3 荷役設備	次に掲げる事項について、可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、 貨物の移送を遮断するための緊急遮断装置の(c)については、 現状検査及び効力試験を行う。 (a) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (b) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (c) <u>貨物の移送を遮断するための緊急遮断装置（緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。）</u> 貨物ポンプ及び圧縮機の自動停止及び手動停止装置
4 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置	次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁 (b) <u>貨物タンクの液面計、オーバフロー制御装置</u> (c) 温度指示装置及び関連の警報装置 (d) <u>貨物タンクの圧力計、高圧警報及び低圧警報（もしあれば）</u> (e) 貨物タンク、 <u>インターバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置</u> (f) <u>貨物の圧力/温度を制御する設備（備えられるすべての冷却装置を含む。）及び関連の警報装置</u> (g) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置 (h) <u>酸素濃度計測装置</u> (i) <u>貨物を燃料として使用するための設備についての安全装置</u>
5 環境制御装置	次に掲げる事項について、現状検査を行う。 (a) <u>貨物タンクのガスフリー及びパージ装置並びにガス採取装置、航海中の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備並びに雰囲気監視装置</u> (b) 不活性ガス発生装置、不活性ガス貯蔵装置、乾燥空気装置及び通常の状態 <u>で損失される不活性ガスを補完するために必要な設備並びにこれらの乾燥媒体イナートガスの使用記録の確認による、イナートガスの使用量が航海中の通常の損失分を補うために必要な貯蔵量を超過していないことの確認</u> (c) <u>空気乾燥設備並びにインタバリアスペース及びホールドスペースのパージのためのイナートガス装置</u> (d) 不活性ガス <u>イナートガス</u> 関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件（続き）

検査項目	検査内容
6 消火設備	引火性貨物に対する追加の消防員装具、ガス危険閉鎖場所の消火装置及び緊急避難のための警報装置の現状検査を行う。 <u>N 編 11 章に規定する防火及び消火のための措置全般についての現状検査に加え、次に掲げる事項について、現状検査又は効力試験を行う。</u> (a) 主消火ポンプの遠隔始動装置の作動確認 (b) 水噴霧装置、固定式ドライケミカル消火装置並びに貨物ポンプ室及び危険場所の固定式消火装置の現状確認 (c) (b)に示す装置の操作手順が掲示されていることの確認 (d) 引火性貨物に対する追加の消防員装具の現状確認 (e) 緊急避難のための警報装置の現状確認
7 人身保護設備	次に掲げる事項について、現状検査を行う。なお、除染シャワー及び洗眼器にあつては、効力試験を行う。 (a) 保護装具 (b) 安全装具 (c) 担架及び応急医療器具 (d) N 編から要求される場合には、次の設備： i) 非常脱出用の呼吸具 ii) 除染シャワー及び洗眼器 iii) 非常時の避難場所
8 復原性計算機	N 編 2.2.3 の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能の確認を行う。
9 その他	次に掲げる事項について、現状検査を行うとともに、(k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。また、(c)に規定する貨物エリア内の区画の通風装置については、作動試験を行う。 (a) クロスフラッディング設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラッディング設備の現状検査を行うことが困難な場合は、本会が適当と認める検査に代えることができる。 (b) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (c) 貨物エリア内区域内の閉鎖場所及び貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置及びその予備ファンあるいはインペラ (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ、又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) 貨物コントロール室、貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部 (f) 船体の過冷却防止設備 (g) 承認を受けた貨物ホース (h) 船体及び貨物管との接地 (i) 船首尾荷役設備（特に電気設備、消火設備及び貨物コントロール室と陸上施設との通信手段）及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等 (j) 危険場所又は区域の電気設備 (k) 貨物ログブック、荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル (l) 液化ガスばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則 (m) 貨物コントロール室全般 (n) 貨物コントロール室のガス検知装置及び、貨物コントロール室が危険区域である場合には、発火源の排除のための措置 (o) N 編 3.7 に規定するビルジ、バラスト及び燃料油設備 (p) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓

表 B3.10 危険化学品ばら積船の年次検査における特別要件

検査項目	検査内容
1 暴露甲板	次に掲げる事項について現状検査を行う。 (a) 貨物の加熱又は冷却回路内の試料採取設備 (b) 操舵室及び船舶橋並びに甲板室の貨物区域に面した窓、扉等の開口の開鎖装置 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓 (c) 貨物ポンプ室外に設けられた貨物ポンプの吐出側圧力計 (d) 管装置の防熱材
2 貨物ポンプ室及びその他荷役区域	次に掲げる事項について現状検査を行うとともに、(a)の装置については、効力試験を行う。 (a) 貨物ポンプ及びビルジ装置の電氣的及び機械的遠隔制御装置並びに遠隔遮断装置 (b) 貨物ポンプの室内救命設備 (c) 貨物の分離のための装置 (d) 貨物区域内の閉囲区域あるいは区画等の換気装置及びその予備ファンあるいはインペラ (e) 貨物液、スロップ及び蒸気の陸上への還流設備 <u>(f) 貨物ポンプ室の内部又は付近において潜在的な発火源（例えば、揚貨装具、可燃性材料等）が除去されていること、過度な漏洩がないこと及び交通用はしごの状態が良好であることの確認</u>
3 貨物タンク及び貨物タンク周囲の区画に対する環境制御設備	次に掲げる事項について現状検査を行う。 (a) 不活性ガス発生装置、不活性ガス貯蔵装置、大気遮断のための装置あるいは乾燥空気供給装置及び通常の状態では損失される不活性ガスを補充するために必要な設備並びにこれらの乾燥媒体 (b) 貨物タンク内の気相部及び貨物タンク周囲の空所に対する環境制御のための監視装置 <u>(a) 航海中の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備又はイナートガス発生装置並びにアレージスペースの雰囲気監視装置</u> <u>(b) 乾燥剤を貨物タンクの空気取入口に使用する場合には、十分な乾燥剤を備えていることの確認</u>
4 計測装置、ガス検知装置及び警報装置	次に掲げる事項について、現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) タンク溢れ出し防止に関連する液面検知装置、高位液面警報装置及び自動閉鎖弁 (b) 液面計、温度計、圧力計等貨物格納設備の計測装置及び関連の警報装置 (c) 固定式及び可搬式ガス検知装置並びに関連の警報装置。 <u>また、特に次に掲げる事項についての確認</u> i) <u>運送する貨物に対応した可搬式ガス検知装置及び適切な検知管の備え付け</u> (d) 酸素濃度計測装置

表 B3.10 危険化学品ばら積船の年次検査における特別要件（続き）

検査項目	検査内容
5 消火設備	引火性貨物に対する追加の消防員装具、ガス危険閉鎖場所の消火装置及び緊急避難のための警報装置の現状検査を行う <u>S 編 11 章に規定する防火及び消火のための措置全般についての現状検査に加え、次に掲げる事項について、現状検査を行う。</u> (a) <u>貨物ポンプ室の固定式消火装置及び貨物エリアの甲板泡装置の現状確認</u> (b) (a)に示す装置の操作手順が掲示されていることの確認 (c) <u>運送する貨物に応じた持運び式消火器の現状確認</u> (d) <u>引火性貨物に対する追加の消防員装具の現状確認</u> (e) <u>緊急避難のための警報装置の現状確認</u>
6 人身保護設備	次に掲げる事項について、現状検査を行う。除染シャワー及び洗眼器にあっては、効力試験を行う。 (a) <u>保護装具及びその保管状況</u> (b) 安全装具 (c) <u>担架及び応急医療器具（酸素蘇生器及び実際に運送する貨物に対する解毒剤を含む）</u> (d) 除染シャワー及び洗眼器 (e) 要求される場合には、非常脱出用の呼吸具及び眼の保護装具並びにそれらの保管状況
7 復原性計算機	<u>S 編 2.2.3 の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能の確認を行う。</u>
8 その他	次に掲げる事項について現状検査を行うとともに、(c)及び(m)については作動試験を行い、(k)及び(l)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。 (a) <u>クロスフラidding設備、水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラidding設備の現状検査を行うことが困難な場合は、本会が適当と認める検査に代えることができる。</u> (b) 貨物試料保管設備 (c) <u>船首尾荷役設備（通信設備及び貨物ポンプの遠隔停止装置については作動確認を行う。）及びその関連設備</u> (d) <u>荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ又は甲板防護のための甲板上の防熱材</u> (e) <u>S 編 3.5 に規定するビルジ及びバラスト設備並びにポンプ及び弁を含む管系統の識別マーク</u> (f) <u>貨物タンクの通気装置及びそのドレン抜き排水装置</u> (g) 認定を受けた貨物ホース (h) 特定貨物に対する特殊設備 (i) 貨物の加熱及び冷却設備 (j) ガス危険場所又は区域の電気設備 (k) 貨物ログブック、荷役記録及び関連するマニュアル (l) 危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則 (m) <u>貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区域及びその他の貨物エリア内の区域の機械通風装置</u>

4 章 中間検査

4.1 一般

4.1.1 定期検査に準じた検査*

-2.を次のように改める。

-2. 建造後 10 年を超えるばら積貨物船，油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）並びに建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船の中間検査のうち，**4.2.2, 4.2.4, 4.2.5** 及び **4.2.6** の規定についてはそれぞれ **5.2.2, 5.2.4, 5.2.5** 及び **5.2.6**（**-8.**を除く）の規定を適用し，**5.2.3-2.(3)**及び**(5)**並びに船底検査（ただし，**表 B6.1**に規定された **7.**の検査項目は除く。）を含み前回定期検査の要件に準じて行う。ただし，次の**(1)**から**(3)**については実施する必要はない。

- (1) 燃料油タンク，潤滑油タンク及び清水タンクの内部検査
- (2) 暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置の詳細検査
- (3) 建造後 15 年を超える総トン数が 500 トン以上の一般乾貨物船にあつては，貨物積載区域内における船底外板の各板の板厚計測

4.2 船体，艤装，消火設備及び備品の中間検査

4.2.4 を次のように改める。

4.2.4 区画及びタンクの内部検査*

中間検査では，**表 B4.2**に掲げる区画及びタンク並びに以前の検査において認められた疑わしい箇所について内部検査を行う。ただし，油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）のバラストタンクの塗装状態の判定は，本会の定める塗装判定基準による。

4.2.7 圧力試験

-1.を次のように改める。

-1. タンカー及び危険化学品ばら積船の中間検査において，**4.2.2**の各種管装置の現状検査の結果，検査員が必要と認める場合は，当該管装置の圧力試験又は管厚計測若しくはその両方を行う。

表 B4.2 を次のように改める。

表 B4.2 区画及びタンクの内部検査

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く）に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。

2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
23 バラストタンク	・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶では、代表的なバラストタンクについて行う。検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 建造後 10 年を超える船舶では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
24 貨物倉	・ 建造後 10 年を超える貨物船であって、専ら乾貨物を運送する船舶以外の船舶では、任意に選定した貨物倉について行う。 ・ 建造後 15 年を超える船舶について、船首尾側からそれぞれ 1 個の貨物倉を選定して行う。
タンカー、危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 機関室及びボイラ室	・ 全般について行う。
2 貨物ポンプ室、他のポンプ室であって貨物タンクに隣接するもの、貨物圧縮機室及び貨物管トンネル	・ ガスを十分に排除し、内部を掃除したのち内部検査を行う。その際、ポンプ室及び貨物圧縮機室では特にポンプ類、圧縮機等の据付け、軸封部、隔壁の各種貫通部及び通風装置の状態を注意して検査する。
3 バラストタンク	油タンカー及び危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）： ・ 建造後 5 年を超える油タンカー及び危険化学品ばら積船では、以前の検査の結果から、年次毎の内部検査が要求されているタンクについて行う。 ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の油タンカー及び危険化学品ばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。ただし、ダブルハル油タンカーを除く油タンカーにあつては、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 内部検査の結果、塗装の状態の不良、腐食又はその他の損傷が認められた場合、あるいは、建造当時より塗装が省略されている場合には、他の同じ様式のバラストタンクについても行う。 ・ 内部検査の結果、次の(a)から(c)に該当するタンクは内部検査を毎年行う。 (a) 塗装の状態が優良でなく、かつ塗装補修されていないバラストタンク (b) 建造当時より塗装が省略されているバラストタンク（他の同じ様式及びソフト塗装のバラストタンクを含む。） (c) 著しい腐食が認められたバラストタンク 液化ガスばら積船： ・ 建造後 5 年を超え 10 年以下の液化ガスばら積船では、代表的なバラストタンクについて行う。 ・ 建造後 10 年を超える液化ガスばら積船では、すべてのバラストタンクについて行う。 ・ 視認できる構造欠陥がない場合には、内部検査の範囲を防食措置の有効性を確認する程度にとどめて差し支えない。 ・ 二重底である場合を除き、塗装の状態が不良であり、かつ塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクが認められた場合、当該タンクの内部検査を毎年行う。二重底の同様なタンクにおいて、検査員が必要と認める場合は、毎年行う。
(省略)	

表 B4.4 を次のように改める。

表 B4.4 構造部材等の板厚計測

検査項目	備考
貨物船（以下に特に規定するものを除く。）に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナーートガス装置その他すべての管装置	・ 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
42 バラストタンク内の構造部材	・ 建造後 5 年を超える貨物船について，表 B4.2 第 23 項の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクについて検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-2.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
23 バウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア	・ 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
タンカー，危険化学品ばら積船（一体型タンクを有するもの）及び液化ガスばら積船に対する要件	
1 貨物ポンプ室内，貨物圧縮機室及び暴露した甲板上の貨物管装置，通気装置，パージ装置，ガスフリー装置及びイナーートガス装置その他すべての管装置	・ 4.2.2 に規定する現状検査の結果，検査員が必要と認めた場合に行う。
2 バラストタンク内の構造部材（建造後 5 年を超える船舶）	・ 表 B4.2 第 3 項の検査の結果，塗装の状態が不良であり，かつ，塗装補修されていないバラストタンク又は建造当時より塗装が省略されているバラストタンクでは，検査員が必要と認める場合は，検査員の指示するところにより行う。 ・ 板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-3.又は-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
3 貨物タンク内の構造部材	・ 建造後 5 年を超える船舶（液化ガスばら積み船を除く。）にあっては，4.2.6 に規定される板厚計測の結果，著しい腐食が認められる場合は，5.2.6-3.又は-4.の規定に準じて追加の板厚計測を行う。
(省略)	

5 章 定期検査

表 B5.2 の表題を次のように改める。

表 B5.2 タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する内部検査
の追加要件

表 B5.5-1 の表題を次のように改める。

表 B5.5-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) の精密検査
の対象部材

表 B5.10-1 の表題を次のように改める。

表 B5.10-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) の板厚計測
対象部材

表 B5.11 の表題を次のように改める。

表 B5.11 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する追加
の板厚計測の要件 船底構造
(単底、二重底及びホッパ構造を含む。)

表 B5.12 の表題を次のように改める。

表 B5.12 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する追
加の板厚計測の要件 甲板構造

表 B5.13 の表題を次のように改める。

表 B5.13 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する追
加の板厚計測の要件 船側外板及び縦通隔壁

表 B5.14 の表題を次のように改める。

表 B5.14 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) に対する追
加の板厚計測の要件 横隔壁及び制水隔壁
(ダブルハル油タンカーの船側バラストタンクを除く)

表 B5.23-1 の表題を次のように改める。

表 B5.23-1 油タンカー及び危険化学品ばら積船 (一体型タンクを有するもの) の圧力試験
の対象タンク

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

1 章 通則

1.3 定義

1.3.1 用語*

(1)を次のように改める。

本編で使用する用語は、次のように定める。なお、本編で特に定められていない用語については、他の各編に定めるところによる。

- (1) 「バラストタンク」とは、専ら~~清水又は海水~~海水バラストとして使用されるタンクをいう。なお、貨物兼~~海水~~海水バラストを積載する区画にあっては、次の(a)及び(b)の要件を適用する。
- (a) 著しい腐食が発見された場合には、バラストタンクとしての要件。
 - (b) 油タンカー及び危険化学品ばら積船では船の通常の運航中、貨物若しくはバラストを積載する当該タンクにあっては、バラストタンクとしての要件。なお、貨物タンクに~~海洋汚染防止条約~~付属書 I 第 18 規則 3 に適合する付加バラストを積載する場合にあっては、貨物タンクとしての要件。

((2)から(25)は省略)

附 則（改正その2）

1. この規則は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を施行日前に申込みのあった検査に適用することができる。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(7)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1) (省略)

(2) 機関関連

(a) (省略)

(b) 主機及び補助機関（付属装置を含む。）

機関の種類に応じて、**D 編 2.1.3**, ~~同 3.1.2~~ 及び ~~同 4.1.2~~ に規定されているもの並びに非常用発電機室の通風用のルーバ及び通風筒の閉鎖装置の動力系統の仕様を示す資料（動力駆動の場合）

(c) 動力伝達装置、軸系及びプロペラ

D 編 5.1.2, ~~同 6.1.2~~, ~~同 7.1.2~~ 及び ~~同 8.1.2~~ に規定されているもの

(d) ボイラ等、焼却設備及び圧力容器

D 編 9.1.3, ~~同 9.13.2~~ 及び ~~同 10.1.4~~ に規定されているもの

(e) 補機及び管装置

D 編 13.1.2, ~~同 14.1.2~~, **16.2.2(1)** 及び ~~同 17.1.2~~ に規定されているもの

((f)から(i)は省略)

((3)から(7)は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(7)から(14)を(8)から(15)に改め、(7)として次の1号を加える。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

((1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

(a) 補機及び管装置

D 編 16.2.2(2)に規定されているもの

~~(78)~~ (省略)

~~(89)~~ (省略)

~~(910)~~ (省略)

~~(1011)~~ (省略)

~~(1112)~~ (省略)

~~(1213)~~ (省略)

~~(1314)~~ (省略)

~~(1415)~~ (省略)

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

(1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの（又はその写し）

((a)から(r)は省略)

(2) その他手引書等

((a)から(t)は省略)

(u) ウインドラスの取扱説明書及び整備手順書 (**D 編 16.2.2(2)(e)**)

(3) (省略)

附 則（改正その3）

1. この規則は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるウインドラスであって、施行日前に承認申込みがあったものは、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(3)及び(5)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(7)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

((1)及び(2)は省略)

(3) 液化ガスばら積船関係

- (a) 貨物タンク、防熱及び二次防壁の製造仕様書（溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、貨物タンクの試験検査要領、二次防壁及び防熱材の諸性質とその施工要領、工作基準を含む。）
- (b) 貨物タンクの構造図
- (c) 貨物タンクの付着品装置図（内部付着品取付け詳細を含む。）
- (d) 貨物タンク支持構造、貨物タンクの甲板貫通部及び閉鎖装置の詳細図
- (e) 二次防壁の詳細図
- (f) 貨物管系の計画圧力、計画温度に対する使用材料区分及び材料規格又は仕様（防熱材を含む。）
- (g) 貨物タンク、防熱、二次防壁及び貨物タンク支持構造の材料規格又は仕様
- (h) 防熱材の配置及び取付け詳細図
- (i) 貨物ポンプ、貨物圧縮機及びこれらの駆動機の構造図
- (j) 貨物管線図、計装管線図及び貨物ベント管線図
- (k) 冷却装置の主要部の構造図
- (l) 冷却装置用冷媒管線図
- (m) ホールドスペース又はインタバリヤスペース、貨物ポンプ室、貨物圧縮機室及び貨物コントロール室のビルジ及び通風装置
- (n) ガス検知、温度検知、圧力検知等の検出端配置図
- (o) ホールドスペース又はインタバリヤスペースをイナートリングする場合には、そのイナートリング系統図及び圧力調整装置の詳細図
- (p) ホールドスペース又はインタバリヤスペースの圧力逃し装置の詳細図及び漏えい液の排出装置の詳細図
- (q) 各種圧力容器の組立断面図、ノズル詳細図、付着品装置図及び付着品詳細図
- (r) 貨物管装置用特殊弁類、貨物タンク圧力逃し弁、貨物ホース、伸縮継手、こし器等の詳細図
- (s) 燃料として貨物を使用する場合、その関連装置の要目、管線図及び構造図

- (t) 危険場所又は区域の電路敷設要領図及び電気機器一覧表
 - (u) 貨物タンク、管系及び機器類の接地要領図
 - (v) 危険場所又は区域を明示する図面
 - (w) 人身保護設備図（保護装具、安全装具、担架及び応急医療器具の配置、型式、容量、数等を記載したもの。要求される場合、非常脱出用の呼吸具の配置、型式、容量、数等を記載したもの。除染シャワー、洗眼器及び非常時の避難場所の配置等を記載したもの。貨物コントロール室に設置される機器の型式等を記載したもの。）
 - (x) 独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案
 - (y) メンブレン方式又はセミメンブレン方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案
 - (z) 貨物格納設備~~のため~~に関する検査計画書
 - (aa) その他、N 編の各章で規定されているもの
- ((4)は省略)
- (5) 低引火点燃料船
- (a) 燃料タンク、防熱及び二次防壁の製造仕様書（溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、燃料タンクの試験検査要領、二次防壁及び防熱材の施工要領、工作基準を含む。）
 - (b) 燃料タンクの配置及び構造図
 - (c) 燃料タンクの付着品装置図及び配置図（内部付着品取付け詳細を含む。）
 - (d) 燃料タンク支持構造の配置及び構造図
 - (e) 燃料タンクの甲板貫通部及び閉鎖装置の構造図
 - (f) 二次防壁の配置及び構造図
 - (g) 燃料タンク、防熱、二次防壁及び燃料タンク支持構造の材料規格又は仕様
 - (h) 防熱の配置及び取付け詳細図
 - (i) 燃料管装置の製造仕様書（溶接施工要領、溶接部の試験検査要領、燃料管の試験検査要領、二重管、ダクト及び防熱材の施工要領、工作基準を含む。）
 - (j) 燃料管、計装管及び燃料ベント管の系統図（管、弁等の材料、寸法、種類、設計圧力、設計温度等を記載したもの。以下、本(5)において同じ。）
 - (k) 燃料貯蔵ホールドスペース又はインタバリアスペース、燃料調整室、タンクコネクションスペース及びバンカリングステーションのビルジ装置
 - (l) ガス検知装置の仕様、系統図及び配置図
 - (m) 燃料貯蔵ホールドスペース又はインタバリアスペースをイナートリングする場合には、そのイナートリング系統図及び圧力調整装置の詳細図（設計仕様、構造、材料等に関する情報を含むもの。以下、本(5)において同じ。）
 - (n) 燃料貯蔵ホールドスペース、インタバリアスペース、タンクコネクションスペースの圧力逃し装置の詳細図及び漏えい燃料の排出装置の詳細図
 - (o) 各種圧力容器の組立断面図、ノズル詳細図、付着品装置図及び付着品詳細図
 - (p) 危険場所の電路敷設要領図及び電気機器一覧表
 - (q) 燃料タンク、管系及び機器類の接地要領図
 - (r) 危険場所又は区域を明示する図面
 - (s) 燃料調整室、タンクコネクションスペース、バンカリングステーション及びバンカリングを制御する場所に設置される機器の配置図

- (t) タイプ B の独立型燃料貯蔵タンクにあっては、就航後の非破壊検査方案
 - (u) メンブレン方式タンクにあっては、液化ガス燃料格納設備の就航後の検査方案
 - ~~(tv) 液化ガス燃料格納設備の就航後のに関する検査計画書(独立型タンクタイプ B の燃料タンクにあっては、非破壊検査方案を含む)~~
 - (w) 危険場所、燃料調整室、タンクコネクションスペース、ESD 保護機関区域及びイナートイングされる区画への交通の配置図及びエアロックを含む交通図
 - (x) バンカリング装置、燃料タンク、燃料供給装置及び燃料使用機器の制御系統図(監視、安全及び警報装置を含む。)及び設定値一覧表
 - (y) 検査要領 GF 編附属書 1 の 1.2 に掲げる低引火点燃料装置および機器に関する図面
 - (z) 検査要領 GF 編附属書 2 の 1.3 に掲げるガス燃料ボイラの図面及び資料
 - (aa) 検査要領 GF 編附属書 3 の 1.3 及び検査要領 GF 編附属書 4 の 1.3 に掲げるガス燃料機関の図面及び資料
 - (ab) 通風装置配置図及び構造図(材料、通風容量等を含む)
 - (aac) 通風装置の空気取り入れ口、排出口の配置図
 - (abad) 通風ダクト系統図(設計圧力、材料、取り付け物配置及び構造を含む)
 - (aeae) バンカリングマニホールド連結部詳細図
 - (aefaf) 各断面毎における燃料タンクと外板からの距離を明示した図面
 - (aegag) ドリフトトレイの配置図及び容量計算書及び詳細図(材料、船体との熱的保護、ドレン設備を含む)
 - (afah) ホールドスペースの保護区画の交通経路及び交通設備図
 - (agai) エアロックのドア配置図、通風量計算書、警報装置図
 - (ahaj) その他、GF 編の各章で規定されているもの
- ((6)及び(7)は省略)

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(1)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 次に掲げる手引書等については、本会が承認したもの(又はその写し)
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル(C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9)
 - (b) 損傷制御図(C 編 33.3.1)
 - (c) ローディングマニュアル(C 編 34 章又は CS 編 25 章)
 - (d) 点検設備に関する手引書(C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6)
 - (e) 復原性資料(U 編 1.2.1, N 編 2.2.3, S 編 2.2.2)
 - (f) 液化ガスばら積船に関するオペレーションマニュアル(N 編 18.2)
 - (g) 危険化学品ばら積船に関するオペレーションマニュアル(S 編 16.1)
 - (h) 貨物取扱い計画書(N 編 17.18.13-2., N 編 17.23.12-10., S 編 15.3.2-15., S 編 15.8.32)
 - (i) 各貨物タンクの最大許容充填限度一覧表(N 編 15.6.1, S 編 15.3.2-12., S 編 15.8.34-3., S 編 15.14.7-3.)

- (j) 液化ガスばら積船の独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案（B 編，表 B5.27）
 - (k) 液化ガスばら積船のメンブレン方式、又はセミメンブレン方式タンク又は内部防熱方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案（B 編，表 B5.27 の注 1）
 - (l) 液化ガスばら積船の貨物格納設備に関する検査計画書（N 編 4.3.6）
 - (m) 低引火点燃料船のタイプ B の独立型燃料貯蔵タンクにあっては、就航後の非破壊検査方案（B 編表 B5.29）
 - (n) 低引火点燃料船のメンブレン方式タンクにあっては、液化ガス燃料格納設備の就航後の検査方案（B 編表 B5.29 の注 1）
 - (o) 低引火点燃料船の液化ガス燃料格納設備に関する検査計画書（GF 編 6.4.1-8.）
 - (~~hp~~) 低引火点燃料船に関する運用手順書（GF 編 17.2.2-3.）
 - (~~mq~~) 低引火点燃料船に関する緊急手順書（GF 編 17.2.2-4.）
 - (~~ru~~) 貨物固縛マニュアル（B 編 1.2.2）
 - (~~es~~) 海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル（C 編 25.2.2，CS 編 22.4.2，CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2）
 - (~~pt~~) 貨物油タンクに対する塗装テクニカルファイル及び／又は耐食鋼テクニカルファイル（C 編 25.2.3 及び CS 編 22.4.3）
 - (~~qu~~) 水中検査計画書（6.1.2-2.）
 - (~~rv~~) 極海域運航手順書（I 編 2.3.1）
- ((2)及び(3)は省略)

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)は省略)

(2) その他の手引書等

(a) 曳航及び係留設備配置図 (C 編 27.2.46 又は CS 編 23.2.46)

(b)から(t)は省略)

((3)は省略)

3 章 年次検査

表 B3.2 を次のように改める。

表 B3.2 現状検査

検査項目	検査内容
	(省略)
17 曳航及び係留設備	・ C 編 27.2.2, C 編 27.2.3, CS 編 23.2.2 又は CS 編 23.2.3 の規定により曳航及び係留設備に安全曳航荷重 (TOW) 又は係留設備に安全使用荷重 (SWL) が明示されていること並びに当該設備について現状良好であることを確認する。
	(省略)

附 則（改正その5）

1. この規則は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

5 章 定期検査

5.6 低引火点燃料船の特別規定

5.6.2 検査*

表 B5.29 の注 1 を次のように改める。

表 B5.29 低引火点燃料船の定期検査における追加要件
(表は省略)

注

1 メンブレン方式タンクに関しては、各タンク方式について承認された方法に応じ特別に立案された計画に従って検査及び試験を行う。

(2 から 9 は省略)

附 則 (改正その 6)

1. この規則は、2018 年 7 月 1 日から施行する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2018 年 第 1 回 一部改正

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号

2018 年 1 月 31 日 技術委員会 審議

2018 年 6 月 29 日 達 第 41 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-9.(24)として次の 1 号を加える。

-9. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(23)は省略)

(24) プッシャーバージ

推進機関を有する船舶と当該船舶に押される推進機関及び帆装を有しない船舶が結合して一体となって航行する場合は、次によること。

(a) 推進機関及び帆装を有しない船舶が規則 O 編 5.1.1-2.(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、推進機関を有する船舶と当該推進機関及び帆装を有しない船舶の両方又は片方が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、それらの船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、それぞれ規則 O 編 5.1.1-2.及び規則 Q 編 1.1.1-4.に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

(b) 推進機関及び帆装を有しない船舶が規則 O 編 5.1.1-2.(1)及び(2)のいずれにも該当せず、かつ、推進機関を有する船舶が 2003 年 8 月 1 日前に建造開始段階にあった場合、当該推進機関を有する船舶は、2018 年 7 月 31 日までに、規則 O 編 5.8.1 に規定する要件を満たしていることを、検査により確認を受ける。

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.2 機関継続検査（CMS）

-6.(3)を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から5年とする。

（(1)及び(2)は省略）

(3) 確認検査の時期

確認検査は、確認検査を受けようとする機関及び装置の開放点検日以降の最初の定期的検査（規則 B 編 1.1.3-1.(4)から(6)に規定する検査を除く。以下、本(3)において同じ。）の完了日までに行われること。ただし、船舶の所有者から検査の申込みがあった場合、開放点検期日以前であれば、開放点検日以降の2回目の定期的検査の完了日まで確認検査を受けることとして差し支えない。

附 則（改正その1）

1. この達は、2018年6月29日から施行する。

B3 年次検査

B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 現状検査

-3.から-6.を次のように改める。

-3. ~~規則 B 編表 B3.2 第 14 項の検査は、移動式及び持運び式消火器の有効性の確認、消防員装具の自蔵式呼吸具のシリンダが充填されていることの確認並びに規則 B 編表 B3.2 第 14 項及び 15 項の適用上、次の(1)から(14)について検査を行う。~~

- (1) 消火ポンプ、消火主管、消火栓、ホース、ノズル及び国際陸上施設連結具について、現状良好であることを確認する。
- (2) 持運び式消火器及び移動式消火器が備えられていることを確認し、無作為に現状良好であることを確認する。
- (3) 消防員装具については、次の(a)から(c)について確認する。
 - (a) 消防員装具（自蔵式呼吸具を含む）の備え付けが適切で、現状良好であることを確認する。
 - (b) 自蔵式呼吸具の予備を含むシリンダが適切に充填されていること、訓練に使用する呼吸具シリンダの船上での再充填装置が備えられている又は適切な数の予備シリンダが備えられていることを確認する。
 - (c) **R 編 10.10.4** に規定する、双方向通信ができ、耐圧防爆形又は本質安全防爆形である持ち運び式無線電話装置が備え付けられていることを確認する。
- (4) 消火装置の操作準備及び保守について、確認する。
- (5) 機関区域、貨物区域、車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域の固定式消火装置について、現状良好であることを確認する。また、装置の操作手順が掲示されていることを確認する。
- (6) 機関区域の消火設備及び防火措置（天窓、煙突、通風筒、電動戸及びその他の戸等の開口及びその閉鎖装置並びに通風装置、ボイラの強制給排気用送風機、可燃性液体を排出する燃料油ポンプ及びその他のポンプの停止装置）について、現状良好であることを確認する。
- (7) 機関区域及び貨物ポンプ室の固定式炭酸ガス消火装置について、現状良好であることを確認する。また、適宜、ガスを開放する制御装置及び炭酸ガスを貯蔵容器から放出する制御装置の2つが独立し、放出先が明記された箱の中にそれぞれ設置されていることを確認する。
- (8) 可能な限り、火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置について、現状良好であることを確認する。
- (9) 居住区域及び業務区域内における、塗料又は可燃性液体を含む区画及び深油調理器具に対する消火装置について、現状良好であることを確認する。
- (10) 一般非常警報装置について、現状良好であることを確認する。

(11) 貨物区域，車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の防火措置（閉鎖装置，通風装置，及び持運び式消火器）について，現状良好であることを確認する。

(12) 可能な限り，全ての防火戸について，現状良好であることを確認する。

(13) 居住区域，機関区域及びその他の区域からの脱出設備が適切であることを確認する。

(14) 非常用消火ポンプの~~においては~~，呼び水ポンプ等の付属機器について，少なくとも5年毎に開放点検が行われ，良好な状態に保守整備されていることを確認する~~の確認を含む。~~

-4. 規則 B 編表 B3.2 第 ~~22~~21 項の適用上，国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶に設置される乗降設備については，次の(1)から(5)の項目の現状検査を行う。

(1)から(5)は省略)

-5. 規則 B 編表 B3.2 第 ~~23~~22 項にいうバウドア，内扉，サイドドア及びスタンドア（以下，「ドア及び内扉」という。）の検査に関し，次の(1)から(7)の項目の現状検査を行う。なお，現状検査の結果，検査員が必要と認める場合には，非破壊検査を要求する場合がある。

(1)から(7)は省略)

-6. 規則 B 編表 B3.2 第 ~~24~~23 項にいう「耳保護具」とは，附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」6.1 及び 6.2 に示す耳保護具をいう。

B3.2.3 効力試験

-2.を次のように改める。

~~-2. 規則 B 編表 B3.3 第 3 項にいう装置は，規則 R 編 5.2.2，8.3.1-3.及び 9.5.2-3.の各種装置をいう。規則 B 編表 B3.3 第 3 項の適用上，実行可能な範囲で，次の(1)から(5)について検査を行う。~~

(1) 規則 R 編 5.2.2，8.3.1-3.及び 9.5.2-3.の各種装置について作動確認を行う。

(2) 貨物区域，車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の開口の閉鎖装置について作動確認を行う。

(3) 全ての防火戸について，適切に動作することを確認する。

(4) 全ての通風装置の吸気口及び排気口について，通風される場所の外部からの遠隔閉鎖装置の作動確認を行う。

(5) 通風される場所の外部からの機械式通風装置の停止装置について，作動確認を行う。

B3.3 機関の年次検査

B3.3.1 現状検査

-4.から-8.として次の 5 項を加える。

-4. 規則 B 編 3.3.1-1.の適用上，機関区域の通風装置が正常に作動していることを確認する。

-5. 規則 B 編 3.3.1-1.(1)の適用上，次の(1)から(9)にもよる。

(1) 重要な補機のうち 1 つが作動不能になった場合であっても，推進機関の正常な作動

を維持又は回復できることを確認する。

- (2) 主機、推進補機及び船舶の安全のための重要な補機を操作する装置の現状を確認する。
- (3) 機関制御室から主機及び他の機関を操作する装置の現状を確認する。
- (4) 機関、ボイラその他の圧力容器、並びに関連する管装置及び取付物が、可動部、高温部及びその他の危険部位に十分な考慮を払い、船上の人員の危険を最小限とするよう設置及び保護されていることを確認する。
- (5) 船外からの援助を受けることなく、デッドシップ状態から機関を始動し、運転可能とする手段が設けられていることを確認する。
- (6) 実行可能な限り、主電源及び照明機器を含む電気設備の外観検査並びに当該電気設備の作動状態が正常であることを確認する。
- (7) 衝撃、火災及びその他の電気に起因する危険性に対する措置について、保守されていることを全般的に確認する。
- (8) 外観検査により、海水系統の伸縮継手の現状を確認する。
- (9) 燃料油、潤滑油及びその他の可燃性油を含むタンクの弁の遠隔閉鎖装置について、現状良好であることを確認する。

-6. 規則 B 編 3.3.1-1.(2)の適用上、火災及び爆発に対する危険性に注意し、機関、ボイラ、すべての蒸気、油圧、空気圧及びその他の系統並びにこれらに関連する取付物の現状検査を行い、これらが適切に保守されていることも確認する。

-7. 規則 B 編 3.3.1-2.の規定により適用する同-1.の適用上、次の(1)から(4)にもよる。

- (1) 規則 D 編 15.6.1-2.(1)にいう単一損傷の際に操舵能力を回復させるための設備を備える船舶にあっては、当該設備が保守されていることを確認する。
- (2) 甲板上及び貨物ポンプ室の貨物、原油洗浄、バラスト及びストリップング装置並びに甲板上のバンカリング装置の現状を確認する。
- (3) タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては、隔壁貫通部の温度計測装置及び警報の現状を確認する。
- (4) 2002 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶にあっては、すべての貨物ポンプ室の非常照明装置の現状を確認する。

-8. 規則 B 編 3.3.1-2.(2)の適用上、次の(1)から(4)にもよる。

- (1) 危険区域内におけるすべての電気機器が当該区域に対して適切なものであること、良好な状態に保たれていること及び適切に保守されていることを確認する。
- (2) 貨物ポンプ室の内部又は付近において潜在的な発火源（例えば、揚貨装具、可燃性材料等）が除去されていることを確認するほか、過度な漏洩がないこと及び交通用はしごの状態が良好であることを確認する。
- (3) 実行可能な限り貨物、ビルジ、バラスト及びストリップングポンプのシール部から過度な漏洩がないことを確認する。
- (4) ポンプ室における通風装置のダクトに損傷がないことを確認するほか、保護金網に汚れがないことを確認する。

B3.3.2 を次のように改める。

B3.3.2 効力試験

- 1. 規則 B 編 3.3.2-1.の適用上, 定期的に無人の状態に置かれる機関区域の検査については, 自動化設備規則 2.3.2-2.にもよる。
- 2. 規則 B 編表 B3.7 第 3 項の適用上, 実行可能な限り, 非常電源 (始動装置, 給電される装置, 自動始動装置 (もしあれば) も含む) の作動も確認する。
- 3. 規則 B 編表 B3.7 第 4 項の適用上, 次の(1)及び(2)にもよる。
 - (1) 船橋と操舵機室との間の通信装置及び舵角指示器が正常に作動することを確認する。
 - (2) エンジン・テレグラフ, 船橋と機関区域との間の第 2 の通信装置及び機関を制御するその他のすべての場所との通信装置が正常に作動することを確認する。
- 4. 規則 B 編表 B3.7 第 5 項の適用上, 次の(1)から(4)による。
 - (1) 主及び補助操舵装置 (付属品及び制御装置を含む。) について, 次の(a)から(e)に掲げる作動試験を行うほか, 現状を確認する。
 - (a) 切換えを含めた動力装置の作動試験
 - (b) 規則 D 編 15.6 にいう油圧駆動装置について自動及び遠隔切離し装置の作動試験
 - (c) 規則 D 編 15.2 にいう代替動力の供給試験
 - (d) 切換えを含めた制御装置の作動試験
 - (e) 規則 D 編で要求する舵角指示器及び動力装置の運転表示装置の作動試験
 - (2) 非常操舵場所を有する船舶にあっては, 当該場所に船首方向を伝達する手段に加え, 当該場所にコンパスの可視情報を伝達する手段 (もしあれば) の現状を確認する。
 - (3) 油圧式, 電気式又は電動油圧式操舵装置に備える各種警報が正常に作動することを確認する。
 - (4) 油圧により駆動される操舵装置の補油のための設備が保守されていることを確認する。
- 4.5. 規則 B 編表 B3.7 第 7 項(a)及び(b)に定める装置の効力試験は, 現状検査の結果, 検査員が差し支えないと認めた場合は省略することができる。
- 6. 規則 B 編表 B3.8 第 1 項の適用上, 次の(1)から(3)にもよる。
 - (1) 電気式及び機械式の遠隔操作及び遮断装置が適切に作動することに加え, 貨物ポンプ室のビルジ装置の作動を確認する。
 - (2) ポンプ室の通風装置が正常に作動すること及びダンパの作動を確認する。
 - (3) タンカー及び危険化学品ばら積船にあっては, 照明装置と通風装置との間のインタロックを確認する。
- ~~-2. 規則 B 編表 B3.8 第 6 項の適用上, タンカーにあっては, 規則 R 編 4.5.7(1)に規定する可燃性蒸気及び酸素の濃度を測定するための可搬式計測器 (予備を含む。) の現状検査を行い, 現状良好であることを確認すること。~~
- ~~-3. 規則 B 編表 B3.8 第 6 項の適用上, タンカーにあっては, 規則 R 編 4.5.7(2)に規定する二重船殻区画及び二重底区画におけるガス計測装置 (固定式ガス採取管を備える場合には, 当該管を含む。) の現状検査を行い, 現状良好であることを確認すること。~~
- ~~-4. 規則 B 編表 B3.8 第 6 項の適用上, タンカーにあっては, 規則 R 編 4.5.7(3)に規定する固定式炭化水素ガス検知装置の現状検査も行い, 現状良好であることを確認すること。~~

B3.4 を次のように改める。

B3.4 液化ガスばら積船の特別要件

B3.4.1 一般

規則 B 編 3.4.1 の適用上、実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置（ベントマスト及び保護金網を含む。）の現状も確認する。

B3.4.2 検査

- 1. 規則 B 編表 B3.9 第 1 項の規定のうち、製造後最初の年次検査で要求される検査は、次の(1)から(3)を満たす場合、省略して差し支えない。
 - (1) 貨物格納設備が、過去十分な使用実績のある設備であること。ただし、使用実績がある場合でも過去重大な損傷（タンク板のき裂、変形等）があった設備及び建造者にとって初めて建造した設備は除く。
 - (2) タンク倉口の空所のガス検知及び温度の記録、再液化装置の運転記録並びに貨物タンクの圧力記録等が本船に保管されていること。
 - (3) 前(2)の記録の調査及び設備の現状に関する船長の事情聴取により、貨物格納設備等に異常がなかった旨の確認がされること。
- 2. 規則 B 編表 B3.9 第 1 項及び第 9 項(h)の規定の適用上、貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。
- 3. 規則 B 編表 B3.9 第 3 項(b)の適用上、貨物管及びプロセス管装置（伸縮継手、船体構造からの熱的隔離、圧力逃し装置及びドレン設備に関するものを含む。）の現状も確認する。
- ~~-4.~~ 規則 B 編表 B3.9 第 4 項の適用上、2016 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあった船舶の高液面警報の検査は、規則 N 編 13.3.6 に規定する機能試験も含む。
- ~~-5.~~ 規則 B 編表 B3.9 第 5 項の規定の適用上、メンブレンタンクの場合、各防熱層の不活性ガス制御装置が正常に作動していることを船長に確認する。
- ~~-6.~~ 規則 B 編表 B3.9 第 8 項にいう計算機能の確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。
- ~~-7.~~ 規則 B 編表 B3.9 第 9 項の「本会が適当と認める検査」とは、当該クロスフラッディング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。
- 8. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(c)の適用上、貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置の現状検査は、実行可能な場合にのみ行うことで差し支えない。
- 9. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(g)の適用上、液及び蒸気用の各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。
- 10. 規則 B 編表 B3.9 第 9 項(j)の適用上、ガス危険場所及び区域の電気機器について、良好な状態であることを確認するほか、適切に保守されていることの確認も行う。

B3.5 を次のように改める。

B3.5 危険化学品ばら積船の特別要件

B3.5.1 一般

-1. 規則 B 編表 B3.5.1 の適用上、次の(1)から(3)にもよる。

(1) 貨物移送装置の現状を確認する。

(2) 貨物タンクの通気装置（圧力/真空弁、過圧・過負圧を防止する 2 次的措置並びに火炎の侵入を防止する装置を含む。）の現状を実行可能な限り確認する。

(3) 液面計、高液面警報装置及びオーバフロー制御に関連する弁の現状を確認する。

B3.5.2 検査

-1. 規則 B 編表 B3.10 第 7 項にいう計算機能の確認については、IMO 決議 MSC.267(85) “International Code on Intact Stability, 2008 (2008 IS Code)” の B 編 4 章の年次検査に関する規定によること。

-2. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(a)の「本会が適当と認める検査」とは、当該クロスフラッシング設備が有効に作動することを確認するための効力試験をいう。

-3. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(g)の適用上、各ホースについて、使用用途に適していることを確認するほか、必要に応じて、型式承認を受けたものであること又は試験の実施日が標示されていることを確認する。

-4. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(i)の適用上、サンプリングのための設備を含め、貨物の加熱又は冷却設備（もしあれば）の現状を確認するほか、貨物温度の計測装置及び関連する警報装置が正常に作動することを確認する。

-5. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(j)の適用上、次の(1)及び(2)にもよる。

(1) 危険区画のすべての電気機器について、当該場所に適したものであることを確認するほか、状態が良好であることを確認し、適切に保守されていることを確認する。

(2) 実行可能な限り、すべての危険場所内の計測、監視、制御及び通信用の本質安全防爆形電気機器及び回路が適切に保守されていることを確認する。

-6. 規則 B 編表 B3.10 第 8 項(m)の適用上、貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区域及びその他の貨物エリア内の区域の機械通風装置の現状検査は、実行可能な場合にのみ行うことで差し支えない。

B4 中間検査

B4.2 船体、艤装、消火設備及び備品の中間検査

B4.2.7 として次の 1 条を加える。

B4.2.7 圧力試験

規則 B 編 4.2.7-1.の適用上、修理箇所については特に注意を払うこと。

B4.3 機関の中間検査

B4.3.1 を次のように改める。

B4.3.1 現状検査

-1. 規則 B 編表 B4.5 第 3 項にいう「安全装置の現状」に関し、雰囲気制御設備を有する船舶にあっては、ガスフリー装置並びに制御、警報及び監視装置の現状を検査する。

~~-2.~~ 規則 B 編表 B4.5 中、タンカーに対する要件第 1 項の規定の適用上、船体と貨物油タンク及び貨物管装置（貨物油管、ベント管、タンク洗浄管等）との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。

~~-2.~~ 規則 B 編表 B4.5 中、タンカーに対する要件第 2 項にいう「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-1., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。

B4.4 液化ガスばら積船の特別要件

B4.4.2 検査

-2.を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B4.6 第 2 項にいう「メンブレンの状況を調査し健全な状態にあることを確認する。」とは、目視によりクラック、劣化等の不具合が生じていないことを確認し、また、メンブレンが 3 年を超えない間隔で新替され、調整及び効力試験済であることを確認することをいう。ただし、当該逃し弁が規則 N 編附属書 1「液化ガスばら積船用の装置及び機器に関する検査要領」6 章 6.4.1-3.の規定により 3 年を超えるメンブレンの交換間隔について承認されている場合は、承認された間隔に対して確認を行う。

-2. 規則 B 編表 B4.6 中、第 3 項にいう「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。また、同項の適用上、機器、支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。

-3. 規則 B 編表 B4.6 第 4 項の規定の適用上、貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。

B4.5 危険化学品ばら積船の特別要件

B4.5.2 検査

-1.を次のように改める。

-1. 規則 B 編表 B4.7 中、第 1 項にいう「危険場所」とは、規則 H 編 4.2.3-2., -4.及び-5.に定める危険場所をいう。また、同項の適用上、機器、支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。

-2. 規則 B 編表 B4.7 第 2 項の規定の適用上、貨物タンク及び貨物管と船体との電氣的接地としてストラップが設けられていない場合、当該箇所の接地抵抗を測定し、その値が $1M\Omega$ 以下であることを確認する。

B5 定期検査

B5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.6 構造部材等の板厚計測

-8.として次の 1 項を加える。

-8. 特に規定される場合を除き、板厚計測箇所は、貨物及びバラストの履歴、塗装の施工及び状態を考慮して、最も腐食が進行しやすいと考えられる領域を十分適切に代表するよう選択すること。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2018 年 6 月 29 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-9.(24)及び(25)として次の2号を加える。

-9. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

((1)から(23)は省略)

(24) 液化ガスばら積船の貨物格納設備に関する検査計画書(独立型タンクタイプ B のタンクにあっては、就航後の非破壊検査方案、メンブレン方式又はセミメンブレン方式タンクにあっては、貨物格納設備の就航後の検査方案を含む。)

2016 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあった液化ガスばら積船にあっては、2018 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 N 編 4.3.6 に規定する貨物格納設備の検査計画書を備えていることを、検査により確認を受ける。

(25) 低引火点燃料船の液化ガス燃料格納設備に関する検査計画書(タイプ B の独立型タンク燃料貯蔵タンクにあっては、就航後の非破壊検査方案、メンブレン方式タンクにあっては、液化ガス燃料格納設備の就航後の検査方案を含む。)

次のいずれかに該当する船舶にあっては、2018 年 7 月 1 日以降の最初の検査の時期までに、規則 GF 編 6.4.1-8.に規定する液化ガス燃料格納設備のための検査計画書を備えていることを、検査により確認を受ける。

(a) 2017 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる低引火点燃料船

(b) 建造契約が存在しない場合には、2017 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあった低引火点燃料船

(c) 2021 年 1 月 1 日以降に引渡しが行われる低引火点燃料船

(d) 2017 年 1 月 1 日以降に低引火点燃料の使用のための改造が行われる低引火点燃料船

(e) 2017 年 1 月 1 日前に低引火点燃料の使用を承認された低引火点燃料船であって、2017 年 1 月 1 日以降に他の低引火点燃料の使用を開始する低引火点燃料船

B2 登録検査

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 改造検査

-6.として次の1項を加える。

-6. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、推進装置の後進性能に影響を及ぼす大規模な修理工事が行われたと本会が認めた船舶にあっては、製造中登録検査時に行う後進試験の規定（規則 B 編 2.3.1 及び B2.1.4 参照）を準用し、当該修理工事後の後進性能を確認する。当該試験では、現実的な航海状態で推進装置が前進及び後進の両方向に亘り十分に作動することを実証する。なお、本会は、当該修理工事の実際の程度に応じて、当該試験の程度を軽減する場合がある。

附 則（改正その3）

1. この達は、2018年7月1日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-8.として次の 1 項を加える。

-8. 規則 B 編 2.1.4-5.の適用上, B2.3.1-2.に規定する後進試験の試験方案は, 造船所が作成すること。なお, 製造者により特定の運転特性が指定されている場合は, これを当該試験方案に含めること。

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 を次のように改める。

B2.3.1 海上試運転

(-1.は省略)

-2. 規則 B 編 2.3.1-1.(2)に規定する後進試験は, 次の(1)及び(2)に示すとおりとする。

(1) 次の(a)又は(b)に従って試験を行い, 附属書 B2.3.1「操縦性能試験に関する検査要領」1.4.3 の停止試験に掲げる項目を計測すること。~~ただし, 姉妹船の後進試験の成績により十分な資料が得られると認められる場合は, 各船舶毎の停止性能の計測を省略することができる。~~

(a) 最大速力で前進中に, 後進全速を発令し, できるだけ速やかに後進全速への切換え操作を行う。

(b) 最大速力で行うことが困難な船舶にあっては, 附属書 B2.3.1「操縦性能試験に関する検査要領」1.1.2-9.の試験速力以上の速力で前進中に, 後進全速を発令し, できるだけ速やかに後進全速への切換え操作を行う。

本規定の適用上, 主推進装置を後進に切換える操作場所が複数ある場合は, 各操作場所の切換え操作について, 試験を行う。

(2) 船体が後進中, 機関が有効に作動することを確認する。この場合, 主機の回転数は, 連続最大回転数の 70%以上とし, 次の(a)及び(b)に示す主機の種類に応じた時間, 後進を行い, 規則 D 編 1.3.2 に規定される後進性能を確認する。

(a) ~~ディーゼル機関を搭載した船舶にあっては,~~蒸気タービン以外の主機
後進速力(回転数)が整定するまで

(b) ~~蒸気タービン, ガスタービン及び電気推進装置を搭載した船舶にあっては,~~
後進発令から少なくとも 15 分間(試運転は, 風損及び摩擦の影響による過度な加熱を避けるため, 実施時間を 30 分以内とするか, 製造者の推奨事項に従ったものとする)。

(-3.から-12.は省略)

-13. 規則 B 編 2.3.1-1.(13)の「その他本会が必要と認める試験」とは、次の(1)から(7)に示す試験及び検査をいう。

- (1) 複数機のプロペラを備える船舶又は主機が複数台装備される船舶にあつては、それらのうち1台が故障した場合を想定して運転を行い、船舶の操船が支障なく行えることの確認
- (2)は省略)
- (3) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合には、それらの効力試験((4)から(7)は省略)
- (-14.及び-15.は省略)

附 則 (改正その4)

1. この達は、2018年7月1日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*又は改造検査が行われた船舶にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文 (正)

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。

オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。

3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考:

1. 本 PR は、2009年7月1日から適用する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-7.として次の 1 項を加える。

-7. 規則 B 編 2.1.6-1.(1)(I)に規定する「液化ガスばら積船の貨物格納設備に関する検査計画書」は、2016 年 7 月 1 日以降建造開始段階にあった液化ガスばら積船に対し確認を行う。

附 則（改正その 5）

1. この達は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-6.を次のように改める。

-6. 規則 B 編 2.3.1-1.(6)に規定するウインドラスの効力試験は、~~次の(1)及び(2)において~~は、実稼働条件の下で次の(1)から(3)に示す試験を行い、実用性を確認するとともに、構造及び設備に異常のないことを確認すること。

(1) 作動試験

次の(a)から(h)について、異常が無いことをそれぞれ確認する。

(a) ブレーキ性能

(b) クラッチ機能

(c) アンカーチェーン及びアンカーの繰り出し及び巻き上げ

(d) アンカーチェーンの鎖車上の適切なかみ合い

(e) ホースパイプからチェーンパイプへのアンカーチェーンの適切な通過

(f) アンカー及びアンカーチェーンの有効かつ適切な格納

(g) 格納場所におけるアンカーの安定性

(h) 制鎖器の機能

(2) 負荷試験

~~チェーン 82.5m (3 連)~~アンカーチェーン 3 連 (82.5 m 又は 45 ファゾム) 以上が水中にあり、アンカーが海底に付いていない状態から次の(a)から(c)の手順でアンカーを巻き上げ、(a)及び(b)の巻き上げの平均速度が 0.15m/sec 以上の能力がであることを確認する。地理的な関係等で、~~チェーンを~~アンカーチェーンが 3 連以上水中にある状態を確保することが困難な場合は、本会が適当と認める代替の試験として差し支えない。

(a) 片舷のアンカーチェーンの 2 連を巻き上げる。

(b) 反対舷のアンカーチェーンの 2 連を巻き上げる。

(c) 残りの 1 連を両舷同時に巻き上げる。

(3) 鎖車ブレーキ試験

~~アンカーを落下させながら、約 1/2 連毎に、鎖車ブレーキを操作して、アンカーチェーンの繰り出し及び保持能力を確認する~~鎖車ブレーキを操作してアンカーチェーンの繰り出し及び制止を交互に行い、保持能力を確認する。鎖車ブレーキの操作は、約 1/2 連毎に行うこと。

附 則（改正その 6）

1. この達は、2018 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶に搭載されるウインドラスであって、施行日前に承認申込みがあったものは、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあつては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があつた場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。